

◆扶養から外す場合で下表の事由に当てはまる場合の添付書類

◎・・・必ず添付

<p>●扶養から外す場合の添付書類 (一覧)</p> <p>マイナンバー記載の無いもの又は マイナンバーを消して提出下さい。</p>	<p>就職先の保険証の 写し</p>	<p>雇用保険受給資格 者証の写し (受給開始日が記 載されたもの) *1</p>	<p>住民票除票等の写し</p>	<p>死亡日のわかるもの (死亡届等)の写し *2</p>
<p>就職</p>	<p>◎</p>			
<p>雇用保険受給開始</p>		<p>◎</p>		
<p>離婚</p>			<p>◎</p>	
<p>死亡</p>				<p>◎</p>

*1 受給開始日が資格喪失日となります。

*2 死亡日の翌日が資格喪失日となります。

《注意事項》

別居や収入増など、被扶養者に該当しなくなった場合は、すみやかに届け出て下さい。

健保が届出を受理した日ではなく、事由発生日(*)が資格喪失日となります。

*事由発生日とは→扶養から外れなければならない事実が発生した日